



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………一
- 貸金業法による行政処分……………(産業労働局金融部貸金業対策課)……………一
- 種苗生産事業者の登録……………(産業労働局農林水産部森林課)……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二

告示

●東京都告示第千六百十七号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成二十七年十一月十一日
 東京都知事 舛添要一

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社 社国際 確認検査センター	構造計算適合性判定業務を行う事務所所在地	中央区八重洲二丁目四番一号ユニゾ八重洲ビル	中央区京橋二丁目八番二号京橋MKビル六階	平成二十七年九月二十四日
日本建築検査協会株式会社	構造計算適合性判定業務を行う事務所所在地	中央区日本橋三丁目十番六号松木ビル三階	中央区日本橋三丁目十番十一号油脂工業会館五階	平成二十七年九月二十四日
株式会社 社東京 建築検査機構	住所及び構造計算適合性判定業務を行う事務所所在地	東京都中央区東日本橋一丁目一番四号	中央区日本橋富沢町十番十六号	平成二十七年九月二十八日

被処分者	商号又は名称	氏名(法人の場合)又は代表者氏名	主たる営業所所在地	登録番号	登録年月日	処分年月日	処分内容	業務停止期間	適用条文
一	株式会社東日本住宅ローン	桃野 直樹	新宿区西新宿六丁目五番一号	東京都知事(8)第一四〇六七号	平成二十六年八月十四日	平成二十七年十月二十九日	業務の全部(弁済の受領に関する業務、訴訟又は調停に応ずる業務を除く。)を停止する。	平成二十七年十一月六日から平成二十八年二月十八日まで(百五日間)	法第二十四条の六の四第一項第二号
二	スリーアローズ	菅井 昭雄	港区芝二丁目二十七番十六号	東京都知事(8)第一四〇六七号	平成二十六年十二月二十八日	平成二十七年十月二十九日			

三 処分の内容 登録の取消し
 四 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

●東京都告示第六百十九号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により次の生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十七年十一月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 登録番号 第六十一号

二 生産事業者

(一) 氏名 ワタミファーム&エナジー株式会社

代表取締役 小出 浩平

(二) 住所 大田区羽田一丁目一番三号

三 生産事業の内容 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地 白杵事業所

大分県白杵市野津町亀甲四〇一三番の一

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十一月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年十一月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

ベルビー赤坂

二 店舗所在地

港区赤坂三丁目一番六号

三 設置者名

東京地下鉄株式会社

四 設置者住所

台東区東上野三丁目十九番六号

五 変更前の開店時刻

午前十時。ただし、年間二十日に限り午前八時。なお、地下二階のみ午前七時

六 変更後の開店時刻

午前八時。ただし、年間二十日に限り午前七時。なお、地下二階のみ午前七時

七 変更前の閉店時刻

午後十時

八 変更後の閉店時刻

午後十一時

九 変更日

平成二十七年十一月十二日

十 届出日

平成二十七年十月二十三日

十一 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間

平成二十七年十一月十一日から平成二十八年三月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

行 東 京 都 本 号 三〇円
 一 簡 月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝 美 印 刷 株 式 会 社
 東京 都 文 京 区 白 山 一 丁 目 十 三 番 七 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001
 発 行 東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 二 丁 目 八 番 一 号 都 都 本 号 8001
 郵便番号 163-8001
 定 価 一 簡 月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

